

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 この際、長妻昭君から関連質疑の申出があります。小川君の持ち時間の範囲内でこれを許します。長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。岸田総理、総理としてはこれは初めての予算委員会だと思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず、この我が日本で、ついこの前、入院すれば助かるはずの命が助からない、こういうあってはならないことが起こってしまった。ここにいる全員が、本当に深く私は反省しなきゃいけないというふうに思うわけでございます。これを絶対に繰り返さない、そして、医療崩壊、生活崩壊を食い止める、この責任が国会に大きくあるということとを踏まえて質問をさせていただきたいと思いません。

生活支援の件なんですけど、例のクーポンの話ですね。子育て支援ですね。

総理、午前中に、十万円一括給付オーケーです、

こういう趣旨の御答弁をされました。これは、午前中も相当問合せが私のところにもありまして、ちよつと自治体の方も疑心暗鬼になっているんですね、また本當かいなど。ちよつと、本當にそうなのかなど。何かまた条件がいろいろあるんじゃないかな、こういうことを言われて、聞いてほしいということをお伺いします。

まず、総理は、先週の金曜日、ついこの前ですけれども、国会で、原則クーポンだが現金も可能とするとおっしゃったんですよ、ついこの前の金曜日。そうすると、今の時点でも原則クーポンというのは変わらないということでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 この十万円の給付については、経済対策の中でこの対策を用意し、そして国会で議論をお願いしているわけですが、その中で、その経済対策の中で、クーポン、これを基本としながらも、ただし、これは地方自治体の様々な意見も聞きながら、この現実的な対応を可能にするという形で経済対策をまとめ、そして、今回、国会の議論においても、クーポンということについては、政策的な目的等、様々な意味があるということも申し上げた上で、なおかつ柔軟な制度をしっかりと用意しなければいけない、これを、国会において、野党の皆さんとも議論する中で申し上げます。

そして、今日、選択肢として、十万円一括というのも選択肢としてしっかりと用意させていただく、こうしたことを申し上げさせていただきます。

クーポンについて、政策的な意味、これは確か

にあると思いますが、様々な意見、議論の中で、今日、午前中申し上げたように、十万円一括、これも選択肢として政府として用意をし、そして地方自治体としっかりと連携しながら、具体的に制度を動かしていきたいと考えております。

○長妻委員 クーポンを基本とするというのは変わらないという今御答弁でした。

ということは、クーポンを基本とするということとは、じゃ、十万円を一括給付するというふうに判断する場合、クーポンは基本ですから、十万円を現金で一括給付する場合は、何らかの要件、十万円を現金に移行する場合、要件というのがあるということですか、何らかの要件が。

○根本委員長 国務大臣山際大志郎君。（長妻委員「いやいや、総理、総理。ちよつと、総理に聞いているんですから。総理の言葉で聞いているんです、総理の言葉で。何で総理。ちよつと待ってください。総理の言葉で聞いているんですよ。ちよつと委員長、委員長」と呼ぶ）

今指名したので、まずは一旦。（長妻委員「これは自治体の皆さんも相当疑心暗鬼になっているんですよ。総理に聞いているんですから。簡単な質問ですよ、簡単な。ちよつと、一回止めてください、これ」と呼ぶ）

じゃ、大臣、一回出て。ちよつと実務的なやつなので。ちよつと待ってください。実務的なやつなので、答弁させてください。（長妻委員「総理に聞いているんだから、ちよつと待ってください」と呼ぶ）

まず大臣から。

○山際国務大臣 よろしいですか。（長妻委員「ちよっと一回止めてください、そしたら」と呼ぶ）

○根本委員長 まず、実務的なやつなので、答弁をしてください。

○山際国務大臣 実務的な話ですから、それほど難しくない実務的な話なので、私の方からお話をいたしますが、今あった、何らかの要件を設けるというのは、地方自治体の実情に合わせた形のものにしますから、極力簡単な形でやりたいと思っておりますので、何か抑制要件のようなものを設けるつもりはございません。

○岸田内閣総理大臣 政府において、十万円の一括給付、現金給付を認めるに当たって、何か特定の条件をつけて審査をするというようなことはありません。

○長妻委員 これは先ほど私が聞いていないのに山際大臣から御答弁ありましたけれども、簡単な要件を付すと今おっしゃいましたね。

つまり、これは本当に疑心暗鬼になっているんですよ、自治体、二転三転しているの。いろいろな通知も出ているんですよ、実は、自治体に対して政府から。

簡単な要件ということについて、こういう心配があるんですよ、総理、本当に。

じゃ、今の段階で、今日、国会答弁がありましたね、総理から。だから、自治体でも、住民の皆さんも、総理が答弁したんだから早くやってちょうだいというような問合せが来ていると思うんですよ。自治体からして、じゃ、一旦これは立て替

えるわけですよ、間に合わない場合は。補正予算の成立をもって、あとの五万円の現金は補填されるわけですよ、補填される。ただ、そのときに、今日決断して大丈夫なのかということなんですよ。

つまり、簡単な要件があるとおっしゃいましたから、つまり、じゃ、十万円給付します、現金で年内、それを決断して作業を進めていったら、でも、簡単な要件がある。その簡単な要件に反した場合、現金の補填が政府からないというケースもあるのではないかと、こういう懸念があるわけですよ。これは総理、先ほど、条件はないと断定されました、条件はないと。山際大臣は簡単な要件とおっしゃいましたが、当然、総理の方が偉いわけですから。

総理、条件はないということでは本当によろしいんですね。つまり、無条件で、お金を立て替えたら戻ってくる、補填されるということではよろしいんですね。

○岸田内閣総理大臣 簡単な条件と申し上げましたのは、例えば、給付金が十万円であるとか、そして支給対象、九百六十万円の上限も設けているわけですよ。こうした基本的なところはしっかりと守ってもらわなければならぬわけですよ、こうした給付対象や給付金額、これが適切である限り、これは事後に自治体に補助金を交付するという形で政府としては対応していきたいと考えております。

○長妻委員 とすると、今おっしゃったのもちよっと。

つまり、元々だって十万円じゃないですか。十万円配れないですからね。そうすると、十万円という金額が守られているのか、それと九百六十万円という年収条件が守られているのか。これは当たり前じゃないですか、だって。簡単な要件じゃないじゃないですか、これ。

これを守れば、あとは無条件でということ、山際大臣、いいんですね。

○山際国務大臣 何か誤解を与えるような表現で大変申し訳ないんですが、おっしゃっているとおりでありまして、自治体の皆さんと相談する中で、所得制限を設けず全体的にお子さんに対してでも支給したいというようなところも実際にあるんですね。

我々政府といたしましては、給付対象者や給付金額等が政府で決めたものであることについて、後で補助金をお渡ししているということになりますから、そこを確認させていただくというだけでございます、基本的には無条件と思っております。ただ、結構でございます。

○長妻委員 念のために確認するんですが、これは自治体も……（発言する者あり）いやいや、これは通知が出ているんですよ、谷さん、御存じでしょう。自治体に通知が出て、それが撤回されているかどうか、まだ、撤回されていないわけですよ。

ちよっと通知の一例を申し上げますけれども、これが十二月三日の時点で自治体に出ている通知なんです。これはまだ撤回とも何とも連絡はないわけですね。

もう一回確認ですけれども、ここに書いてありますのは、現金を給付する要件が書いてあるんですね。つまり、クーポンが令和四年六月末までに間に合わない見込みである場合に限り、限り現金給付を可とすると。この下の理由書の提出は、しないでいいということを先ほども明言いただいたのでいいんですけれども。

そうすると、この三行については完全にもう撤回する、こういうことでよろしいんですね。

○山際国務大臣 今先生がお示しになっていらつしやる、十二月三日に我々の方から地方自治体に説明をするために使わせていただいた資料ですが、その文言が書いてあるということは事実でございますけれども、そこで、しっかりと自治体の皆様方から様々な御意見をいただく中で修正をさせていただいているわけでございますので、今おっしゃっていただいたように、この案件はなくなっていると思つていただいて結構でございますが、実際には、補正予算が成立した後実施要領というものをしっかりとお示しをすることになりますので、今確認していただいたことがちゃんと削除されているというものが、誤解のないよう、修正された実施要領というものが、補正予算が成立した後に出されるといふふうに御理解いただければと思います。

○長妻委員 これは本当に、そもそも、我が党の後藤議員が事務費の問題を提起して、我々も議員立法を出しました、きちっと、自由に選べるようにと。それもたなざらしにして、ずっとこの間迷走して、自治体も作業が止まったり進んだり、三

回目のワクチン接種に、あるにもかかわらず、相当地な混乱を招いたと。非常に遅い判断で、もう議会で、自治体の補正予算、審議が終わっているところもいっぱいあるわけですよ。

これは是非、丁寧な対応をしていただいて、今ここでは言葉のやり取りであります、誤解を招かないような、今のことを明確に、明確に無条件だと、無条件だということを書きつつ書いて、送っていただきたいということを書きつつ書いて、送って、最後、それをお約束いただけますか、総理。

○岸田内閣総理大臣 この十萬円の給付につきましては、先ほど申し上げたように、自治体関係者を始め多くの皆さんからいろいろな意見をいただきました。いろいろな御指摘や御指導もいただきました。そして、国会が始まってからも、野党の皆さん、与党の皆さんにも様々な御指摘をいただき、議論を行いました。その議論の結果として、柔軟な制度設計をしなければいけないということで、今日午前中申し上げた、一括給付も選択肢として用意させていただいた、こうしたことであります。

こうした変化は議論の結果であると認識をしておりますが、いずれにせよ、結果が出た以上、地方自治体の皆さんに混乱を生じさせないように丁寧にしつかりとした連絡をし、確認をしていく、こうしたことはしっかりとやらせたいと思っております。

○長妻委員 是非、本当に責任を感じていただきたいと思つています。

ある自治体の首長さんと先ほど話しましたら、そこは、例の先行する五万円は十二月の二十七日

に間に合わせる、こういう作業がほぼ済んだんですね。だから、そこに合わせて五万円じゃなくして十萬円の現金をかぶせていくには、その自治体はかなり大きな自治体なのでかなり人手があるからかもしれない、追加之の五萬円の、なかなか間に合わない、立替えざるを得ない、こんなような話がありますので、そういうスケジュール感も、今もう綱渡りでありますので、是非総理のリーダーシップでお願いします。お金を待つている、本当に生活に困っておられるお子さんの世帯、たくさんありますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

そして次に、オミクロン株はワクチンが効きにくいんじゃないか、こういうことも言われております。

そこで、三回目のブースター接種についてお伺いしますけれども、これは今八か月という、ただ、総理が御答弁されて、モデルナを活用して、八か月を待たずにできる限り前倒しとお話がありましたが、ただ、これも在庫があるので、ちよつとなかなか、自治体ごとにばらばらじゃないかという話もございます。

これは、例えば政府の中では六か月というのを一つの基準にするというような御判断というのはいくつかあるんですか。

○後藤国務大臣 三回目のブースター接種、追加接種につきましては、当初、感染防止力効果がだんだん下がってきているという判断もございまして、当時、八か月の接種を原則といたしておりま

した。

しかし、感染防止、オミクロンも出て、万全を期す観点から、既存ワクチンのオミクロン株への効果等を一定程度見極めた上で、優先度に応じて、追加承認されるモデルナを活用して、八か月を待たずにできる限り前倒しをすることと考えております。

○長妻委員 まず六か月ということをお示ししていただきかったですけれども、例えばイギリスは、短縮して、今三か月を推奨しています。フランスは、六か月だったものを五か月にしています。韓国は、高齢者向けだけですけれども、六か月を四か月にしております。これはオミクロンによって相当前倒し、各国、危機感を持っているところであります。

今、年内の在庫を政府に聞きますと、ファイザー、モデルナを合わせて四千万回ある。来年の契約量が、ファイザー、モデルナを合わせて一・七億回ある。まあ、ほかのメーカーだと、もっと、加えればあると思うんですけども、これは総理、是非、何か月かというめを出していただきたいんですよ。やはり自治体、三回目の接種というのは準備が必要でありますので、六か月とかです。八か月というのはいかにも先進国では遅い、間隔が空き過ぎるというふうに思っておりますので、これはめどを総理のリーダーシップで出すということはお考えいただけませんか、まずは六か月以内しようというふうな。

○岸田内閣総理大臣 今、最後、六か月以内というふうにおっしゃいましたが、まず、これは六か

月以上の間隔で三回目の接種ができるという形で薬事承認されていますので、このことを考えますと、接種間隔は、最短でも二回目接種から六か月、六か月以下ということは、今、薬事承認との関係でそれは難しいと思っております。

ただ、度々申し上げているように、八か月も待たずにできる限り前倒しするということは申し上げていきます。既存のワクチンのオミクロン株への効果等も今いろいろな議論になっていきます。その辺も見極めた上でどこまで前倒しをできるのか。今、在庫のお話もされましたが、現実に在庫がどうなっているのか。

何よりも、やはり地方自治体において、先ほどの十万円給付を始め様々な対応が求められる、その現実、現場においてしっかりと対応できる、こういうことも勘案した上で、この八か月をどこまで前倒しするのか、丁寧に考えていきたいと思っております。

○長妻委員 是非、先進国の中で後れを取ってはならないので、よろしくお願いをしたい。六か月、できる限りまずは、という目標はできると思いますが。

これはワクチン担当に聞きますけれども、三日目のブースターワクチンというのは、メーカーはどこにしたい、どこにするのかというのは国民の皆さんは選べるんですか。

○堀内国務大臣 三回目のブースター接種におきましては、メッセンジャーRNAのワクチンでお願いしたいというふうにお伝えしています。（長妻委員「メーカーは選べるんですか、メーカーは

「と呼ぶ）モデルナ社又はファイザー社でお願いしたいというふうにお伝えしております。（長妻委員「いや、どっちかを選べるんですか、どのメーカーか」と呼ぶ）この三回目のワクチンにつきましては、私どももいたしましたのはファイザーを四百二十万回まず出させていただきました。次に、千二百万回またファイザーを、十二月十三日、十二日の週末あたりに出させていただきます。そしてまた、モデルナを一月の方に一万七千回出させていただきます。そのように……（長妻委員「いや、選べるんですか、モデルナがいいとかファイザーがいいとか」と呼ぶ）

選べるかにつきましては、きちつと自分の打ちたいワクチンを打つことができるということは、同じ医療機関で複数のワクチンを扱っている場合に予約の段階でワクチンを選択するのと同じような御趣旨の質問だと思っておりますけれども、予約時に自らがどのワクチンを接種することになるか把握した上で、仮に両方のワクチンの予約枠が開放されている場合には自分の打ちたいワクチンを予約いただけることになるといって、予約のプロセスとしてはそういうことはあり得ますが、ただ、今の現時点としましては、三月末までに、接種対象の方々約六割にファイザー、そして四割にモデルナという割合で送らせていただきますので、その中で可能な限り予約を取っていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○根本委員長 選べるのか。

じゃ、もう一度答弁してください。

○堀内国務大臣 済みません。先ほどのまず訂正

なんです、モデルナの単位を千七百万回というふうに申し上げてさせていただきます。最初、一万七千回と言ってしまったやに聞いております。しっかりと、千七百万回とその部分については訂正させていただきます。

追加接種におきまして選べるのかといった御下問ですけれども、先ほど申し上げたように、三月末までのお示しした数の割合が、ファイザーが六割、モデルナが四割といった状況でございます。いずれにしても、追加接種においては、初めてモデルナを接種いただく場合、つまり、ファイザーを一、二回目で接種していただいてもモデルナを接種していただく場合が多くなると思っております。

このため、モデルナワクチンや交互接種の安全性、有効性に関する情報を丁寧に発信していきたいと思っております……（長妻委員「いや、選べるのかという。ちよつと一回止めてください、これ」と呼ぶ）

○根本委員長 ちよつともう一回、ゆっくり。

○堀内国務大臣 割合として、六割と四割、出させていただくということになっております。（発言する者あり）

○根本委員長 じゃ、長妻君、単純な問いなら単純な問いで、もう一度言ってくれますか。よろしいですか。じゃ、もう一度。

○長妻委員 ちよつと明確に、これも私、地元の方を含めて相当聞かれているんですよ、心配だということ。

つまり、私が聞いているのは、国民の皆さんが、

三回目の接種について、私はファイザーがいいとかモデルナがいいとか、メーカーを選ぶことができるんですかと。先ほど、秋葉さんですか、秋葉さんは、医療機関によっては選ぶことができるというふうにおっしゃったんですが、そういう答弁でいいんですね。医療機関で、選べない医療機関と選べる医療機関があると、予約するときに。

○根本委員長 じゃ、まず厚労大臣に答弁していただいて、そして、また、ワクチン担当大臣、国務大臣、必要があれば答弁してください。

○後藤国務大臣 ワクチン政策は厚労省にも関わりますので。

今の質問、丁寧に担当大臣は話をしておりますけれども、ワクチンの供給制約があるので、選べますけれども、本当に、自由に選べるワクチンを供給制約の中で選べない場合もありますけれども、少なくとも本人が選ぶことはできる仕組みになっております。

○長妻委員 そうすると、今確認しましたら、国民の皆さん本人が、私はファイザーがいい、モデルナがいいと選ぶことができるということですね。ただ、数量の、先ほどちよつと堀内さんの話だと、医療機関によっては選べないところと選べるところがあるというような御答弁だったわけですが、けれども、ちよつとはつきりしていただけますかね。国民の皆さんが選べるということですか。

私も、物理的な制約、分かりますよ。ただ、やはり聞くのは、同じメーカーのワクチンが安心だわという声も多いんですよ。副反応が大体分かるから、相場観というんですかね。ただ、三回目と

二回目は違うかもしれないけれども。そういう御心配の声があるので。

つまり、医療機関によっては選べないけれども、選べる医療機関と選べない医療機関が、あるいは接種会場で選べるところと選べないところがある、こういう理解でいいんですね。

○後藤国務大臣 医療機関も国民は選ぶことは自由にできますので、そういう意味で、基本的には、今回はモデルナとファイザーを、例えば、集団接種と大規模接種会場はモデルナ、市町村はファイザーというような区分けをせずにお分けをいたしますので、基本的には医療機関でどちらか選んでいただくことができます。

ただ、分かりやすく申し上げますと、ファイザー、ファイザーで打った方が今年多いです。ファイザー、ファイザーで打った方が三回目もファイザーで打つたいなというふうに思われたときは、一、二月にファイザーが四百万回、それから、二、三月で三千七百万回のうちの二千万回はファイザーで、先ほど担当大臣が答弁したように六対四なので、御希望のとおりにはワクチンが、来年の初頭について言えば行き渡らないということかもしれません。総量としては足りるわけでございます。

そして、前倒し等を検討する場合も、混乱が起きないように、ワクチンの供給量の総量は、混乱の起きないようにきっちり管理しながら、優先的に配付をするということを考えていくということだと思います。

○長妻委員 ちよつとなかなかまだはつきり分らないところも多いので、これは、国民の皆さん

も御心配なので、文書で後日出していただきたいというふうに思います。

そして、警察が発表したデータがございます。これは私の方で依頼して出していたものなのですけれども、金曜日に発表したもので、昨年の一月から今年の十一月まで、コロナ死のデータでございます。

警察、これを簡単に説明いただけますか。

○藤本政府参考人 令和二年一月から令和三年十一月までの間に警察が取り扱った新型コロナウイルス陽性の御遺体のうち、検案医等により死因が新型コロナウイルスとされた方は、その疑いがあるとされた方も含めて、現時点、五百三十九人です。これらの方々のうち、生前にPCR等の検査が実施された方は二百四十三人、また死後に実施された方は二百九十六人となっております。

○長妻委員 私どもの依頼で、厚生労働省とも情報を共有していただく仕組みに今なっています。

これは、発見場所は自宅等、外出先ということで、お医者さんがずつとケアしていない方が多いわけですね。不審死等の形で解剖された方々もおられるわけで、そういう意味では、我が国でコロナで入院できずに自宅でお亡くなりになった方の人数というのがなかなか分らないんですよ。

これ以外にも厚生労働省も数字を持っています。これよりも少ない。しかも、厚生労働省の数字というのは、主治医がいて自宅で亡くなった方もおられるので、そういう意味では、こことちよつとまた種類が違う数字なんです。

私は、これは相当深刻だと思っすよ、教訓

を我々学ぶという意味で。そういう意味で、やはり、我が国で、私は、戦後最悪の医療行政の失態が起こってしまったと思うんですよ。入院すれば助かった方が、この日本で入院できない、それでお亡くなりになる。

これは是非検証していただきたいんですよ。今、政府は全く検証していません、残念ながら。我々は、もう前から検証してほしいと。全てが無理だったらば、まずはサンプルで検証していただきたい。最終的には全ての方を検証していただきたい。これは本当に多くの教訓が詰まっています、御遺族のお話を聞くと。

これは、総理、御存じでしょうか。新型コロナウイルス自宅放置死遺族会というのが先日できました。無念の死を遂げた御遺族の方々がつづいた遺族会でございます。私も、代表者、共同代表の二人の方とお話、お伺いしました。一人の方は、弟さんが自宅でお亡くなりになってしまった、独り暮らしの方ですね。もう一人の方は、お父様を自宅でお亡くされた。

そして、会員の中にはお子さんを自宅で亡くされた方もおられて、お話を伺いすると、やはり遺族の声を聞いてほしいと。すごく教訓がいっぱいあるし、もう二度とこういうことを繰り返してほしくない。救えたはずの命が救えなかったの自覚が政府はあるんですかと。検証してほしい、やれることはやったではなくて、一人一人を検証してほしい、一人一人の命を尊重してほしい、本来行政としてはどうあるべきだったか、なぜ最悪を想定して対策しなかったのか、仕方なかったで

は納得できない。こういうようなことで、私、自治体と国と、いろいろな検証が必要だと思っております。我々の考え方は今年の一月、二月の予算委員会でも明確にお示しをして、なかなか、菅総理、当時、それについて耳を傾けなかったわけでございますけれども。

総理に是非お願いしたいのは、聞く耳を持つておられる、聞く力があるとおっしゃっておられるので、是非、人数さえ分らない、実態も分からないではなくて、政府の中に例えばコロナ自宅死等調査検証委員会のようなものをつくって、有識者の方に検証していただいて、そして教訓を第六波に備えて蓄えていく、こんなような取組を本当にやっていたらいいというふうに思うんです。が、いかがですか、総理。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のように、特に今回は、第五波の中で、自宅療養をされている方あるいは宿泊施設で療養されている方で十分に医療にアクセスできなかった、こういった事態が発生してしまったということ、こうしたことについては深刻な事態であったと受け止めています。

その実態把握について、政府として今現在どういった状況にあるのか、これは私も確認してみたいと思えますが、そういった経験を経たからこそ、これから第六波への備えとして、私の内閣においても、この対応の全体像を示して、まずは感染力が二倍になったとしてもしっかりとした病床を確保する、それから人材を確保する、そしてその上で、御指摘の自宅療養、宿泊療養については、この夏と比べて四割増、一万九千室を増やして六万

六千室ということにする、さらには自宅療養された方がしっかりアクセスできるようにするというをやっております。（長妻委員「遺族のお話を聞いて検証しますかと言っている」と呼ぶ）

それで、遺族の皆さんの話をどのように受け止めて検証するのか、これについて、今ちょっと政府としてどういう対応にあるのか確認をさせていただきますと思いますが、そういった声も大変重要な声であると考えます。

ちよっと今、実情を是非、厚生労働大臣を始め、今現状がどうなっているか、ちよっと私もすぐ、にわかには、承知しておりませんので、それを確認した上で、どうあるべきか考えたいと存じます。

○長妻委員 是非お願いをしたいというふうに思っています。

そして、オミクロン株が心配でございまして、いろいろなことが言われているんです、重症化しないんじゃないかというようなことも言われておりますけれども。ただ、これは、国立感染症の方と議論をしましたが、まだ査読済みの論文がないので、そういうデータもあるというようなレベルなので、決めつけるのは早計だ、そういう話なんです。

その意味で、これはトップリーダーである総理にお伺いするんですが、総理も所信表明演説で最悪の事態を想定するとおっしゃいました、コロナ対策、コロナについてですね。

そこで、今非常に微妙な時期にあると思うんですよ、今日という時期がですね。というのは、やはり、国民の皆さんは、年末年始、もう既に予定

を入れておられる方も相当多いし、これから予定を、旅行とか飲み会も含めて、忘年会を含めて、新年会を含めて、ということが佳境に入っている時期に、一つ政府の中の考え方であるのは、私が漏れ聞いているのは、軽症者が多いらしいので、このまま自然体で、飲食店とか旅行については、今のままで、自然体で年末年始いこう、それでも、軽症者が多いから、来年二、三月でもベッドが足りなくなるといふことはないんじゃないのか、こういうような声も聞こえてくるんですね。

私はそれは、本当に大丈夫なのかと思うんですよ。分からないわけですから。軽症者が多いという今の各国の実際の報告だけで、それで判断していいのか。国立感染症の方も、判断するのは早計だとおっしゃっておりますので。

そこで、総理、大方針を決める立場の総理にお伺いしたいんですが、私は、今の時期、厳しいメッセージをやはり出す時期に来ているんじゃないのか、来週、再来週だともう皆さん行動が始まってしまうので、と私は思うんですけれども。

総理、大きな考え方として、オミクロン株に対応するため、コロナ対策に対応するため、年末年始については、自然体でこのままいくのか、あるいは相当強いメッセージを出して人の流れを抑制する、そういう方向にかじを切るのか、どういうお考えですか。

○岸田内閣総理大臣 まず、オミクロン株については、長妻委員御指摘のように、まだ実態が十分把握されていない、こういった状況にあるわけですから、これについては慎重の上にも慎重を期さ

なければならぬ。今、やはり緊急避難的、予防的措置をしっかりと講じていかなければならぬと考えます。

だからこそ、水際対策についても、このG7各国の中で最も厳しい対策を講じているところでありまして、また、今、感染者の数が低く抑えられておりますので、全ての国内新規感染者についてオミクロン株の検査を行うということで、早期探知に全力を尽くしているわけですし、そして、それに加えて、国立感染症研究所においても、マスク、手洗いに加えて、三密、これについてもしっかりと回避することを奨励するという発信をされておられます。是非、マスク、手洗いに加えて三密の回避、政府としてもしっかりと呼びかけていきたいと存じます。

それに加えて、さらに、今回の補正予算において三千二百億円を計上して、予約不要の無料検査、これも開始するわけでありまして、飲める治療薬、そして三回目のワクチン接種、できるだけ前倒しをしていきたい。

ですから、その中の一つとして、先ほど言いました三密の回避、こうしたことについて政府としてもしっかりと発信をしていきたい、このように申し上げております。

○長妻委員 いや、人の流れを絞るんですかというふうに総理に聞いています、年末年始。

○根本委員長 じゃ、まず、ちよっと実務の。まず厚生労働大臣が具体的に答えてください。

○長妻委員 いや、違います。もう時間ないですから。じゃ、いいです。

総理、一言お願いします、一言。

じゃ、いいです。ちよつとこの後の質問者に迷惑をかけるので。もう時間が来ましたから、質疑時間が終了しましたと。

これは私は残念なんです。総理、今この時期に、何らかのメッセージを発するとしたらこの時期なんです。でも、今、総理は長々と、私が聞いていないことをお答えになっておられて、私は、人の流れ、このまま自然体でいくというふうに総理は判断できないんじゃないかと。つまり、自然体でいくのか、絞るのか、今まだ迷っておられる。だから答弁できないんじゃないかと私は推察しましたけれども。

三密を回避はもう今までもずっと言っている話なので、ですから、これまでの自然体の流れを絞るのか絞らないか、是非早急にこれは判断していただいて、また判断ができないからということと先送りしていくということはあつてはならないと思いますので、是非よろしくお願いします。どうもありがとうございます。